

ラムサール条約第 14 回締約国会議（COP14）決議 （一部抜粋）

- 1 [決議 XIV.4](#)： 第4次ラムサール条約戦略計画の見直し・COP14-COP15 期間への追加・第5次戦略計画の枠組み
- 2 [決議 XIV.11](#)： 公教育部門における湿地教育
- 3 [決議 XIV.12](#)： ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化
- 4 [決議 XIV.14](#)： 2023-2025 年に向けたラムサール条約の科学技術面の将来的な実施
- 5 [決議 XIV.16](#)： 国家の持続可能な開発にむけた戦略への、湿地の保護・保全・再生・持続可能な利用及び管理の統合
- 6 [決議 XIV.17](#)： 気候変動に対処するための湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理
- 7 [決議 XIV.18](#)： ラムサール基準6に基づく新規及び現存のラムサール条約湿地指定の裏付けとなる水鳥個体数推計値 - 代替推計値の利用



ラムサール条約第14回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022年11月5日から11月13日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.4

第4次ラムサール条約戦略計画の見直し・

COP14-COP15期間への追加・第5次戦略計画の枠組み

1. 決議XII.2によって第4次ラムサール戦略計画2016-2024は、“今期の条約実施のための基礎として”、採択されたこと；そして、“第14回締約国会議において第4次ラムサール戦略計画のレビューを実施する”とした締約国の決定を**想起し**、
2. 決議XII.2「第4次ラムサール戦略計画」、決議XIII.5「第4次ラムサール戦略計画のレビューに関する決議」、そして決議XIII.7「条約の知名度向上及び多国間環境条約・他の国際機関との相乗効果の追求に関する決議」の中で、第4次ラムサール戦略計画を実施することは、「愛知生物多様性目標」、「国連気候変動枠組み条約」と「パリ協定」、そして「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」の達成に向け、重要な貢献をするものと締約国が認識したことも**また想起し**、
3. 決議XIII.5によって、締約国は、第4次ラムサール戦略計画のレビューの範囲と在り方を承認し、見直しを実施するための「戦略計画作業部会」を設置するよう常設委員会に対して要請したことを**更に想起し**、そして、「コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（以下「CEPA」という。）監視委員会」に対して、CEPAの実施を支援する新しい取り組み方の構築に向けて、「戦略計画作業部会」と協働して作業するよう、**同じく指示し**、
4. 「戦略計画作業部会」による「第4次ラムサール戦略計画」の見直しは、締約国・「国際団体パートナー」そして他の利害当事者の調査と意見聴取、そして第13回締約国会議（以下「COP13」という。）への国別報告書の分析からの情報に基づいてなされたことに**留意し**、
5. パンデミックと、COP13以降に生物多様性喪失と気候変動の影響についての知識の深化による世界の変化の結果、湿地の喪失を阻止することの緊急性が高まってきていることに**更に留意し**、

6. 人類の健康と生業（なりわい）を維持し、生物多様性喪失と気候変動に対処していくためには、適切に管理された湿地が重要であるという、「世界湿地概況2021特別版」の調査結果を**認識**し、そして
7. 多国間環境条約における別個の権限と独立の法的地位に留意しつつ、湿地の保全と再生の行動の促進に向けて、「国連生態系回復の10年」のもと、生物多様性、気候変動の緩和と適応そして持続可能な開発に関わる世界的合意や約束そして目標を達成するためには、ラムサール条約の実施が決定的な意味を持つことを**更に認識**し、

締約国会議は

「第4次ラムサール戦略計画」の見直し

8. 締約国と「国際団体パートナー」による「第4次ラムサール戦略計画2016-2024」の実施は、ラムサール条約の使命を達成するための中心的要素であり、そして持続可能な開発目標（SDGs）、「世界生物多様性枠組み目標」、「国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）」とその経済的手法のもとで湿地のための気候変動緩和と適応の道すじにも貢献する中心的要素でもあることを**確認**し、そして、締約国に対して、戦略計画実施の進捗を継続的に監視することを**強く要請**する。
9. 「第4次ラムサール戦略計画」の見直しによって、いくつかの個別目標や指標につき実施に困難を覚える締約国も確認されてきたことに**留意**し、そして、条約事務局に対して、既存のラムサール手引きを公開し、これらの実施に困難を覚えている締約国に焦点を絞って働きかけることを**指示**する。
10. 第14回締約国会議（COP14）への「世界実施状況報告」は、「第4次ラムサール戦略計画2016-2024」の実施について進展のあった領域と課題のあった領域を強調していることに**重ねて留意**する。
11. 直前の3年間に「第4次ラムサール戦略計画」に生じた事項への締約国の対処を支援するため、計画に対して3つの主題の附属書を加える修正を行うことを**決定**する。
 - 附属書3：SDGsの現実的な実施を支援する鍵となる行動
 - 附属書4：コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）への新たなアプローチ、そして
 - 附属書5：ジェンダーの考慮とラムサール条約

12. 「第4次ラムサール戦略計画」の目標と個別目標と整合するように新しい「世界生物多様性枠組」の目標を位置付けて「第4次ラムサール戦略計画」の現行の附属書2を更新することを**同じく決定する**。
13. 締約国に対して、これら附属書を各国の「第4次ラムサール戦略計画」の実施において考慮すること、この目的のため、可能であれば、また、各国の状況と優先度に応じ経済的資源を割り当てること、そしてCOP15に向けての各国の国別報告書においてその実施状況を報告すること、をそれぞれ**奨励する**。
14. 「第4次ラムサール戦略計画」の期間を、連続する戦略計画間の継続性を確保するため、2024年からCOP15の開催まで延期することを**決定する**。
15. 「第4次ラムサール戦略計画」の最後の3年間及び「第5次ラムサール戦略計画」の実施のためには、能力構築の強化、技術的・科学的な協力と交流、そしてとりわけ開発途上国である締約国のため、国際団体、国内団体そして民間部門などの全ての資源から更なる経済資源を動員することを含む、より強化された国際的協力が重要であることを**強調する**。

「第5次ラムサール戦略計画」の準備枠組み

16. 新しい「戦略計画作業部会」を設置し、「第5次ラムサール戦略計画」を準備するための予算を承認した第59回常設委員会の決定（SC59-20、SC59-32）を**再確認**し、また、新しい「作業部会」はCOP15において採択できるよう計画案の準備作業に着手していることに**留意する**。
17. ラムサール条約の賢明な利用原則は、現在と将来の世代の必要と熱望を考慮するものであることを**更に再確認する**。
18. 新しい「作業部会」に対して、報告の一貫性と継続性を保つため「第4次ラムサール戦略計画」の目標を「第5次ラムサール戦略計画」でも維持すること、そして、持続可能な開発を促進し世界規模の環境課題に対応するにあたって湿地の保全と再生の役割を考慮に入れることを**奨励する**。
19. 「第5次ラムサール戦略計画」は、特に、『世界湿地概況2021特別版』、国別報告書についての条約事務局の分析、その他SDGs、「世界生物多様性枠組」、「国連気候変動枠組み条約」に対する湿地の寄与、「国連生態系回復の10年」を含むラムサール条約外部ではあるが主要な事柄、そして、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」、IPCCそして他の湿地に関連する地球規模のプログラムによる関連作業成果に基づくであろうことを**決定する**。

20. 個人、団体及び組織など全ての協力者及び利害関係者が果たすことのできる重要な役割と、湿地を保全し再生し賢明な利用をするため、また、地球規模の環境や、社会そして経済的課題への解決策を提供するため、特に先住民族、ユース（youth）、全ての女性と少女、地域共同体そしてビジネス部門からの貢献ができるようにする必要性を**認識する**。
21. 「第5次ラムサール戦略計画」の開発過程は、利害関係を持つ全ての締約国、協力者そして利害関係者が完全かつ効果的な参加をすることができるように、包摂的で、わかりやすく、そして参加しやすいものとすべきことを**決定する**。
22. 新しい「作業部会」に対して、「第5次ラムサール戦略計画」原案の枠組みと開発にあたり、「第4次ラムサール戦略計画」のテーマ別附属書を使用することを**奨励する**。そして
23. 「科学技術検討委員会（STRP）」に対して、その「2022-2024年作業計画」の中で「第5次ラムサール戦略計画」の策定への参画を優先させるべきことを**指示する**。

附属書 1

「第4次ラムサール戦略計画 2016-2024」の修正

現行の「戦略計画」の附属書 1 に続けて、連番で以下の各附属文書を追加する。

附属書 2

この附属書は、「第4次ラムサール戦略計画」の目標と個別目標に、生物多様性条約（以下「CBD」という。）での新しい「世界生物多様性枠組」目標を位置付けるため、同様の様式により更新する。

「世界生物多様性枠組」は、2022年12月に再開される「生物多様性条約第15回締約国会議」で採択される見込みである。

<https://www.cbd.int/conferences/2021-2022>

このページはあえて空白のままにしている。

附属書 3

持続可能な開発目標 (SDGs)

経緯

「2030年アジェンダ」とその「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、現在と将来の世代のために、政府・市民社会・民間部門そして他の主体が、持続可能な開発を達成するための国内的そして国際的行動の工程表を示す。湿地は、清浄な水、食物、生物多様性そして生業や地域や国の経済を支える基盤という幅広い価値とサービスを提供している。湿地に投資することによって、自然と社会の双方が多くの恩恵を受ける。

ラムサール条約の締約国が、「国際的に重要な湿地 (ラムサール条約湿地)」を指定し、自国の全ての湿地の保全と賢明な利用をすることは、SDGs達成のために不可欠である。このようにラムサール条約には、SDGs実施のための場が既に存在している。

「第4次ラムサール戦略計画2016-2024」は、全般にかかわる4つの目標と具体的な19の個別目標を定めて、SDGsと、生物多様性条約が設定した「愛知生物多様性目標」の双方の達成を直接に支えている。SDGs、「愛知生物多様性目標」、「第4次ラムサール戦略計画」は互いに関連しており、現存の多国間協議事項を横断した統合と相乗作用がより一層求められる。

決議XIII.7 (パラグラフ14-19と39-44) は、持続可能な開発目標 (SDG) とラムサール条約との幅広いかかわりを捉えており、条約事務局は、目標6の指標6.6.1の共同管理者としての立場で、国家湿地目録の完成とSDG指標6.6.1に定める湿地面積の報告について、締約国と協力作業を続けるよう指示されている。

条約事務局は、必要ならば、2030中期目標、とりわけ目標14と15¹、個別目標14.2と15.1に関連する国際的取り組みに参加することも指示されている。同決議はSDGs目標1, 2, 5, 11, 13とラムサール条約との関連を強調している。²

¹ 目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の増進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

² SDGs の他の目標がラムサール条約と関係があることに重ねて留意すること、すなわち、目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標 2「飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実施し、持続可能な農業を促進する」、目標 5「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」、目標 11「包摂的で、安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する」、目標 13「気候変動及びその影響を軽減するため緊急対策を講じる」の各目標〔決議 XIII.7 パラグラフ 17〕

条約事務局による報告書『湿地とSDGs－SDGsを達成するため湿地保全・賢明な利用・再生をスケールアップする』を基にして、以下の一覧表は、締約国が「第4次ラムサール戦略計画」を具体的に実施するにあたってSDGsをどこに組み込むことができるかを示している。

SDGsの具体的実施を支援する鍵となる行動

第4次ラムサール戦略計画の目標と個別目標	持続可能な開発の目標を計画する過程に湿地を組み込む行動	関連する持続可能な開発目標の個別目標
目標1：湿地の減少と劣化の原因への対処		
1. 湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関係する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される	現在と将来の湿地の減少と劣化を好転させるために湿地の保全と賢明な利用のための政策と実践が採用される。 湿地の保全・賢明な利用・再生が、多様な目的に適合するようにそれらの役割が推進され、農業、林業、都市計画その他の様々な部門に関わる政策の中に組み込まれる。	1.b; 2.4; 6.1; 6.2; 6.5; 8.3; 8.9; 11.3; 11.4; 11.a; 11.b; 13.2; 14.4; 14.5; 14.c; 15.9
2. 水利用は、とりわけ集水域レベルや沿岸域において、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模でサービスを提供するために必要な水量に配慮する。	湿地への取り組みの規模を拡大すること。景観あるいは流域アプローチによって、湿地のもつ広範な生態学的過程と、それらの喪失（そして逆にその回復）に対する人類の影響との双方を考慮することができる。	6.4; 6.5; 6.6
3. 公共部門と民間部門が、湿地と水資源の賢明な利用のための方針や優良事例を適用するための取り組みを強化している。		2.3; 2.5; 3.9; 6.3; 6.4; 6.5; 6.6; 6.a; 6.b; 8.4; 9.1; 9.5; 11.4; 11.5; 11.6; 11.7; 12.2; 12.6; 14.1; 14.2; 14.3; 14.4; 14.5; 14.7; 14.b; 15.1; 15.2; 15.3; 15.4; 15.5; 15.6; 15.7
4. 侵略的外来生物及びその移入・拡散経路が特定され、優先付けられる。優先的に対処すべき侵略的外来種が防除または根絶され、それらの移入や定着を防ぐための管理対応策が整備・実行される。		15.8
目標2：ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理		

第4次ラムサール戦略計画の目標と個別目標	持続可能な開発の目標を計画する過程に湿地を組み込む行動	関連する持続可能な開発目標の個別目標
5. ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合的管理を通じて、維持あるいは再生される。	湿地の保全・賢明な利用・再生のための不可欠な実施手段として多くの利害当事者間の協力関係の構築。したがって、各ラムサール条約湿地において社会の異なる部門の間でこのような協力関係を促進するため努力が必要である。	6.3; 6.4; 6.5; 6.6; 11.3; 11.4; 11.a; 11.b; 13.1; 14.2; 15.1; 15.2; 15.3; 15.4
6. 特に、代表的でない生態地域や国境にまたがる場所における代表的でないタイプの湿地において、ラムサール条約湿地ネットワークの面積、数及び生態学的つながりに大幅な拡大がある。		6.5; 6.6; 11.3; 11.4; 11.a; 11.b; 13.1; 14.2; 15.1; 15.2; 15.3; 15.4
7. 生態学的特徴の変化が懸念される条約湿地において、その脅威への対処がなされる。		6.5; 6.6; 11.3; 11.4; 11.a; 11.b; 12.4; 13.1; 14.2; 15.1; 15.2; 15.3; 15.4
目標3：すべての湿地の賢明な利用		
8. すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録の作成が着手され、完成または更新され、公開・配布され、活用されている。	SDGs指標6.6.1と15.1に関連する目録とモニタリングのための情報を提供するためラムサール条約の国別報告書と関連する報告の仕組みを活用する。	6.6; 11.4; 14.5; 15.1
9. 湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域や沿岸域において、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される。		1.4; 5.a; 6.5; 8.4; 11.b; 14.7; 14.c
10. 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。	全てのレベルの利害当事者が、生業（なりわい）の中に湿地の保全・賢明な利用・再生を組み込むよう促進する取り組み。それによりそのような取り組みの持続性が担保される。 とりわけ、地域社会と先住民の役割と知識は、取り組みの長期的継続性の基礎としてますます評価されてきている。	2.3; 2.5; 5.5; 5.a; 6.b; 12.8; 15.c

第4次ラムサール戦略計画の目標と個別目標	持続可能な開発の目標を計画する過程に湿地を組み込む行動	関連する持続可能な開発目標の個別目標
11. 湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。	ラムサール条約湿地が指定される時には条約湿地の価値の理解の促進するために、またその後の保全・利用・再生のため提案された行動に関する理解を促進するために、条約湿地を含む湿地が人々と環境に提供しているサービスをはっきりと特定する。ラムサール条約湿地は、持続可能な開発を推進するためのモデル事業地としての運営ができる。	1.5; 14.7; 15.9
12. 生物多様性保全、防災、生計手段及び／または気候変動の緩和と適応に関連する湿地を優先に、劣化した湿地の再生が進行する。	湿地のサービスを気候変動に関するパリ協定における「国が定める貢献（NDCs）」に組み込む。	6.6; 14.2; 14.4; 15.1; 15.2; 15.3
13. 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要部門が湿地に影響を及ぼしている場合に、それらの持続可能性が向上され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。		1.b; 2.4; 6.5; 8.3; 8.9; 11.3; 11.4; 11.a; 11.b; 12.b; 13.2; 14.4; 14.5; 14.c; 15.9
目標4：実施強化		
14. 関係のあるテーマについて、世界レベルや地域レベルでの科学的な手引き・技術的手法が開発され、適切な形式・言語により、政策決定者や実務者にとって利用可能となる。		9.5; 9.a; 14.3; 14.4; 14.5; 17.6
15. 各地域において、締約国の積極的関与と支援を受けた「ラムサール地域イニシアチブ」が、ラムサール条約の十分な実施の助けとなる効果的なツールとして強化・発展される。		1.b; 2.5; 6.5; 6.6; 9.1; 11.a; 14.2; 15.1; 17.6; 17.7; 17.9
16. 湿地の保全及び賢明な利用が、コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発を通じて、主流化される。	湿地の保全・賢明な利用・再生が持続可能な開発目標の計画策定と実施に確実に組み込まれるようにする。	2.4; 4.7; 4.a; 6.a; 11.3; 13.1; 13.3; 15.7; 17.9

第4次ラムサール戦略計画の目標と個別目標	持続可能な開発の目標を計画する過程に湿地を組み込む行動	関連する持続可能な開発目標の個別目標
17. 「第4次ラムサール戦略計画2016-2024」を効果的に実施するため、様々な資源からの資金及びその他の資源が利用可能になる。	生物多様性の観点だけでなく持続可能な開発の視点からも、これら湿地が重要であることを示すため、ラムサール条約湿地を含む湿地における包括的な行動のための財源を増やす。	9.a; 10.6; 15.a; 15.b; 17.3
18. 国際協力がすべてのレベル（地方・国・小地域（例えばRRIs） ³ ・地域・世界レベル）で強化される。	<p>他の部門、条約そして優先事項との間で相乗作用の機会を捉える。</p> <p>他の様々な条約のための国の担当窓口と、SDG計画策定と実施のための担当窓口（とりわけ統計関連窓口）との協働関係の醸成が重要な行動として必要である。それはラムサール条約湿地だけでなく世界遺産と生物圏保護区（ユネスコ）などの他の保護区に関し、保全と持続可能な開発のためにより広い景観的アプローチを進めるためである</p> <p>締約国は、「第4次ラムサール戦略計画」実施のための努力が、各国の持続可能な開発目標の計画と実施に確実に組み込まれるようにすべきである。</p> <p>締約国は、各国の保全・賢明な利用・再生が持続可能な開発のアジェンダに繋がるように、SDGsの進捗状況の報告には湿地の寄与を確実に反映すべきである。</p>	1.b; 2.5; 6.5; 6.6; 6.a; 10.6; 12.4; 14.5; 14.c; 15.1; 15.6; 16.8; 17.6; 17.7; 17.9
19. 条約と「第4次戦略計画2016-2024」を実施するための能力構築が強化される。		2.4; 6.a; 11.3; 13.1; 13.3; 15.c; 17.9

出典と利用可能な参考文献

湿地はどのように選ばれたSDGsを達成するか；

https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/library/wetlands_sdgs_e.pdf.

³ 訳註：RRIs：Ramsar Regional Initiatives（ラムサール条約の枠組みにおける地域イニシアチブ）

附属書4

コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）への新しいアプローチ

経緯

一般的には、コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（CEPA）の活動と要素は、適切ならば、少数の高い優先順位のものに絞って、ラムサール条約の（地方の、国内のそして国際的な）計画と活動に組み込むべきである。

下記の手引きは、締約国に対して、次の3年間にわたり、このCEPAへの新しいアプローチの構築にむけた作業を各国のラムサール条約の実施に組み込む道筋を示す。

「第4次ラムサール戦略計画（SP4）」の実施を後押しするための一般的考慮

担当窓口を支え、更なるネットワークとパートナーシップを構築する

ラムサール条約の実施にむけて調和がとれ戦略的な国の取り組みを確保するためには、政府の条約担当窓口とCEPA担当窓口が重要である。CEPA担当窓口はCEPAの主要な実施主体と認識されるべきであり、必要ならば、実施のための手段と訓練の機会が適切に与えられるべきである。

締約国は、各担当窓口にその責務について確実に伝えなければならない。

条約事務局は、例えば、新しいCEPA担当窓口とNGOのCEPA担当窓口に対し、ラムサール条約のCEPA業務の紹介資料、他国の優良事例の共有など、締約国に助言と情報提供ができる。

同じようなCEPAの必要性をもつ締約国間では、CEPA活動で協力しあうことが望まれる。

そのような協力には、広報資料の共同制作や、関係する締約国がそれを必要な言語に翻訳する作業だけでなく、CEPAキャンペーンの経験交流も含まれる。締約国には、同じような作業を行っている他の多国間環境条約と担当窓口間で調整することも推奨される。

締約国は、国家レベルでの戦略計画に定められた優先順位にしたがって、他の部門との協働作業を増加すべきである。とりわけメッセージを発信するにあたっては、届けたい相手の重要視するテーマを強調するように工夫すべきである。

「第4次ラムサール戦略計画」実施のための新しいCEPAアプローチを適用するにあたり締約国を後押しする個別考慮事項

目標とそれに関連する個別目標	新しいCEPAアプローチの実施
目標1. 湿地の減少と劣化の要因への対処	
1. 湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、採掘、農業、	● 締約国は、世界規模の政策問題の議論のなかに湿地をとりあげるよう働きかけを続ける。上記議論には、「持続可能な

目標とそれに関連する個別目標	新しいCEPAアプローチの実施
<p>観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される。</p>	<p>開発目標」、「ポスト2020世界生物多様性枠組」、そして「パリ協定」による脱炭素の努力（ブルーカーボン生態系によるものを含む）が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 締約国は、ラムサール条約とCEPA計画策定への各部門からの寄与を増やすための仕組みを特定すること。 <p>これには、ラムサール条約からのCEPAのメッセージと広報資料を計画し、資源調達し、作成し、実施するにあたって、国際団体パートナー（IOP）・NGO・締約国・ビジネス部門の持つ価値・経験・資源を認知することが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 締約国は、国レベルで戦略計画に定められた優先順位にしたがって、湿地に影響力を持つ部門との協働を増加させるべきである。とりわけメッセージを発信するにあたっては、届けたい相手の重要視するテーマを強調するように工夫すべきである。
<p>2. 水利用は、とりわけ集水域レベルや沿岸域において、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模でサービスを提供するために必要な水量に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締約国として、「湿地自治体認証」からの事例と行われたCEPA活動を含む持続可能な都市における湿地管理の事例研究を進めること。そこには、水の質と量の双方が十分考慮された仕方で、利害関係者との協働・賢明な利用の促進・湿地とその周辺部分の管理をすることが含まれる。
<p>3. 公共部門と民間部門が、湿地と水資源の賢明な利用のための指針や優良事例を適用するための取り組みを強化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、既存のラムサール条約手引きの使用を奨励し、締約国間で、広義に関連する可能性がある実際の・地方的な手引き、優良事例そして事例研究を共有する。
<p>4. 侵略的外来生物及びその移入・拡張経路が特定され、優先付けられる。優先的に対処すべき種が防除または根絶され、それらの移入や定着を防ぐため対応策が整備・実行される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、公的・私的部門に対する訓練・広報資料を作成し頒布することを通じて、湿地生態系の中の侵略的外来生物について注意を喚起する。
<p>目標2：ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理</p>	
<p>5. ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合管理を通じて、維持あるいは再生される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、全てのラムサール条約湿地の管理計画及び/または行動計画の中にCEPA活動を組み込むこと。
<p>7. 生態学的特徴の変化が懸念される条約湿地において、その脅威への対処がなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、気候変動という包括的な脅威を含む、現存するあるいは生じつつある脅威を特定し、ラムサール条約湿地と他の湿地を長期的に管理するための、実際のCEPAツールと手引きを開発・制作し、締約国間で共有すること。

目標とそれに関連する個別目標	新しいCEPAアプローチの実施
目標3：全ての湿地の賢明な利用	
8. すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録の作成が着手され、完成または更新され、公開・配布され、活用されている。	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、全ての湿地の保全と効果的な管理を推進するため、国の湿地目録の作成過程の成果について情報交換すること。
9. 湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域内や沿岸域で、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される	<ul style="list-style-type: none"> この表の個別目標1と個別目標13の箇所の右列の記載を参照のこと。
10. 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、国と地域のレベルでの湿地の賢明な利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行を尊重するだけでなく、湿地の調査、計画策定、管理、再生そしてCEPA活動（事例研究含む）への先住民族の参画を一層進めること。
11. 湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、ラムサール条約湿地の価値を広報するための看板やポスター等の開発につき条約湿地の管理者を支援すること。
13. 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及ぼしている場合に、それらの持続可能性が向上され、生物多様性保全と人間の生業（なりわい）に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、各国の計画策定や政策決定に湿地の価値を組み込む際に、セクターの政策決定者が優先的に参画できるようにすること。
目標4：実施の強化	
16. 湿地の保全及び賢明な利用が、コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発を通じて、主流化される。	<ul style="list-style-type: none"> 締約国は、「世界湿地の日」、「ラムサール地域イニシアチブ」、そして「湿地教育センター」などを通じて達成した効果的なCEPA活動と取り組みを基礎とすること。 締約国は、ラムサール条約実施を支える普及啓発、活動への参画、能力構築などの活動を充実させるため、ネットワークや組織（「ウエットランド・リンク・インターナショナル（WLI）」、「ラムサール地域イニシアチブ(RRI)」、「湿

目標とそれに関連する個別目標	新しいCEPAアプローチの実施
	<p>地教育センター」、「湿地に関わる若者たち（YEW）」）を活用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 締約国は、普及啓発のため（そして人々の関心に訴えて政策決定者への圧力にもなるよう）、例えばソーシャルメディアのような、目的に適った多様な媒体のチャンネルを利用すると同時に、各部門の政策決定者達を参画させるような他のアプローチも一緒に行うこと。 ● 締約国は、ラムサール条約の目標を達成するため、コミュニケーションの新しい手段・機会を見出すこと。
<p>18. 国際協力がすべてのレベル〔地方、国、小地域（例えばRRIs）、地域そして世界レベル）で強化される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じようなCEPAの必要性をもつ締約国間では、CEPA活動で協力しあうことが望まれる。そのような協力には、広報資料の共同制作や、関係する締約国がそれを必要な言語に翻訳する作業だけでなく、CEPAキャンペーンの経験交流も含まれる。 ● 締約国は、自国のラムサール担当窓口と他の多国間環境協定の担当窓口と一緒にCEPA活動を促進することを推奨すべきである。 ● 締約国は、決議、手引き、科学技術検討委員会（STRP）出版物その他全てのラムサール条約の成果物を計画し、また作成する際には、必ずCEPAの観点を考慮すること。 ● 締約国は、行動経済学、心理学から引き出された技術を適用することにより、また行動洞察チームあるいは「ナッジ」ユニットとの共同プロジェクトに取り組むことにより、湿地保全を改善する機会を調査研究すること。
<p>19. 条約と「第4次ラムサール戦略計画 2016-2024」を実施するための能力構築が強化される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 締約国は、湿地保全と賢明な利用に様々な役割を持つ人々を支援するため、能力構築に重点を置くこと。これには、STRPの専門性と、条約事務局のコミュニケーション・ネットワークの活用、そして締約国間での経験共有が含まれる。 ● 締約国は、効果的なアプローチが特定され、共有され、実行されるよう、CEPAを含む活動の浸透度と効果を評価すること。 ● 締約国は、担当窓口はその責務について確実に伝えなければならない。CEPA担当窓口はCEPAの主要な実施主体と認識されるべきであり、必要ならば、実施のための手段と訓練の機会が適切に与えられるべきである。

利用可能な参照文献

決議 XIV.8 「新しいCEPAアプローチ」

附属書 5

ジェンダーに関する考慮とラムサール条約

経緯：

湿地の保全と賢明な利用に関して、女性と男性とでは、湿地の資源・知識・情報への接し方や規制の仕方のレベルが異なる。この差は、湿地の産物やサービスに対する権利と慣習的利用のみならず、湿地の管理の仕方にも影響する。

女性の湿地の管理に関する役割と知識は、社会と文化の規範によって意思決定の場に女性たちの平等な参加がしばしば妨げられていることもあって、見過ごされ、過小評価され続けている。水汲み作業は、女性たちと少女たちの仕事だとして押しつけられることが多い。手元に水がないことによって、水源への道のりで女性たちと少女たちはハラスメントと性的虐待の危険にさらされ、女性たちと少女たちが経験する暴力への脆弱性を増しうる。他方で、水が容易に手に入れば、就学や収入の機会が増加し、ジェンダーの不平等と貧困を減らすことができる。

2018年第13回締約国会議（COP13）で採択された決議XIII.18「ジェンダーと湿地」は、締約国に対して、ラムサール条約の実施にジェンダーの観点を中心にすることを奨励し、ラムサール条約の実施にジェンダーの問題を組み込む手引きの作成を要請している。COP14への国別報告書には、締約国からの湿地関連活動のジェンダーバランスについての情報が初めて含まれた。

ラムサール条約の「ジェンダーの主流化に関する手引き」がすでに出版されており、条約の下でのジェンダー平等の主流化を促進するための一連の主要な運用上・実用的導入点を示している。下記の手引きは、締約国が、ラムサール条約の実施にジェンダーの考慮を本当の意味で組み込もうとするときにその道筋を示す。

「第4次ラムサール戦略計画（SP4）」の実施を後押しするための一般的考慮事項

締約国には、国家湿地政策・戦略・行動計画・事業計画・実施計画を策定して、国と地域レベルで「第4次ラムサール戦略計画」を実施することが奨励されている。

これらの手段は、湿地の保全と賢明な利用を推進するため、本来、ジェンダーを意識し、人権に基礎を置き、分野横断的でもあるアプローチを考慮するべきである。すなわち、

- 土地の所有、権利そして経済的自治を含む重要資産に対する全面的な参画と規制を通じて、女性たちと開発により追いやられた人々に対し敬意を払うような一般の人々を中心としたガバナンスが確保されていること。

- 女性たちと少女たちが自らの生業（なりわい）を維持し守るために、平等に自然資源を採取し、また、これを管理することが保証されていること。
- 女性たちと若い女性たちを、湿地の賢明な利用と保全の意思決定過程の全てのレベルに参加する意思決定者かつリーダーとして認識すること。

戦略計画にジェンダーの考慮を組み込む

目標	ジェンダーに関する考慮	主要個別目標
目標1：湿地の減少と劣化の要因への対処	締約国は、湿地の劣化の要因がジェンダーその他の社会的局面と重なり、また、それらに影響を与えることを認識する。	
目標2：ラムサール条約湿地のネットワークの効果的な保全と管理	締約国は、既存のラムサール条約湿地を保護し効果的に管理することと、女性・ユース（youth）・先住民族及び地域共同体を含む利害当事者の全面的かつ効果的な参加を可能にすることを確約する。	個別目標 5.7 女性・ユース（youth）・先住民族の代表を含み参加型で包摂的な意思決定ができるような部門横断的な湿地管理委員会を有するラムサール条約湿地がどれだけあるか
目標3：全ての湿地の賢明な利用	締約国は、ラムサール条約湿地のネットワークに現在は含まれない湿地についても取り組む。様々な部門の広がりの中で、そして多様な活動している人とともに、ジェンダーに関わる事柄を主流化することで、この取組みの成功が担保される。	個別目標 10. 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会、とりわけ女性が持っている、伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。
目標4：実施強化 決議XIII.18のパラグラフ11は、「平等な代表と公正さを促進するため、湿地のコミュニケーション資料にジェンダーの違いがどれだけ反映されているかを考慮する...（後略）」ことを推奨している。	締約国は、コミュニケーションの戦略と資料に女性の感覚・ニーズ・観点が確実に反映されるようにする。 コミュニケーション手段を選択する際は、女性にとって最適であるよう特別に留意すべきである。 締約国は、自身で、そして他の締約国や組織との協力関係のなかで、科学技術的助言と手引き、資源動員、啓発、見える化そして能力構築に関しては、	個別目標16： 湿地の保全及び賢明な利用が、能力構築、教育、参加及び啓発を通じたジェンダーを意識したアプローチによって主流化される。 注：新しいCEPAアプローチは、活動のひとつにジェンダー平等の主流化を含む。

	<p>ジェンダー平等を意識したアプローチをとるべきである。</p> <p>すべての主要な環境関連の金融メカニズムは、今や、資金調達において遵守すべきジェンダーに関する方針・行動計画・義務を有している。</p>	
--	--	--

利用可能な参照文献：

下記の手引きは、締約国に対して、条約の下でのジェンダー平等の主流化を促進するための一連の主要な運用上・実用的導入点と、湿地の賢明な利用と管理のためジェンダーを意識したアプローチをとる価値についていくつかの事例研究を示している。この文書はこのリンクからダウンロード可能である。

<https://www.ramsar.org/document/guidance-on-mainstreaming-gender-under-the-ramsar-convention-on-wetlands-0>.



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.11

公教育部門における湿地教育

1. ラムサール条約は、その取り組みの中で 教育が果たす役割をながらく認識・推進してきたことを**確認**し、そして、現在進行中の業務の一環として、公教育を含む「コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（以下「CEPA」という。）」関連業務の計画策定・実施・見直しを支える CEPA 監督委員会の役割をも**確認**し、
2. 普及啓発を広めるための教育やコミュニケーションの役割は、カナダのレジヤイナで行われた「第 3 回締約国会議（以下「COP3」という）」で取り上げられ、COP4（モントルー・スイス）、COP5（釧路・日本）、COP6（ブリスベン・オーストラリア）と段階的な発展を遂げ、教育の役割をより正式に認識するようになり、またラムサール条約専用となる教育プログラムを志向してきたことを**想起**し、
3. COP で承認された最初の CEPA 決議は 1999 年の決議 VII.9 「アウトリーチ（普及啓発）プログラム」であり、これは、一般の人々、学校、先住民共同体、民間部門をそれぞれ別のグループと特定し、それぞれに則した働きかけが必要であるとしたことを**確認**し、
4. 一連の CEPA のプログラムにおける公教育部門に特化した手引きは最小限にとどまっておき、また、学校や公教育は決議 VII.9 とそれに関連する勧告では明確に取り上げられているが、その後の CEPA プログラム(決議 VIII.31 と X.08 により承認されたもの)では、「教育部門」は利害当事者としてしか言及されていないことを**憂慮**し、現行の CEPA プログラム（決議 XII.9 により承認されたもの）において、その目標 8 は「公教育部門で利用するために」湿地教育教材の開発と配布を奨励する、とするが、追加の手引きが何も提供されていないことにも**また留意**し、
5. 環境教育は、1960 年代後半以来、人々と環境との関係性の理解と同時に、環境を理解する力（リテラシー）に焦点をあてた学際的な領域として発展してきており、そしてそれはまた、環境の持続可能性に関する対話の中で、多様性、公平性、そして包括性について考えること、さまざまなタイプ（例えば先住民の、地域的な、科学的な、など）の知識を認めること、また、持続可能な開発のための教育(ESD)や生物多様性教育のような特定の領域も含むことへと広がってきたことに**留意**し、

6. ユネスコが持続可能な開発目標(SDGs)の実施を支援するために「持続可能な開発目標のための教育」を2017年に発刊したこと、並びに国連総会がA/C.2/74/L48「『持続可能な開発のための2030年アジェンダ』の枠組みにおける持続可能な開発のための教育」を決議したことを**確認し**、
7. ユネスコが現在、新しい世界枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGsの達成に向けて」実施のために加盟国とその他の利害関係者のための手引きを提供することを目指す新たな「ESD for 2030 ロードマップ」に向け、加盟国とその他の利害関係者からの意見を募っていることを**同じく確認し**、
8. 湿地教育の中心としての機能を持ち、湿地と学校の両方で公教育部門に価値の高いサービスを提供し、湿地センターと湿地公園の地球規模の拡大を支えている締約国並びに「ウェットランド・リンク・インターナショナル(以後「WLI」という。)」に対する**感謝の意を表し**、
9. 多くの締約国が湿地教育を含むCEPAの行動計画やプログラムを有しているが、湿地の公教育をどのように効果的に推進するかについては更に検討する余地があることを**認識し**、
10. 公教育に対する責任は国によって一様ではなく、どのように学校教育を提供するか、どのようにカリキュラムを導入し、或いは義務化するかについては、締約国によって違いがありうるということを**認識し**、
11. 公教育における湿地教育は、湿地に関する非正規教育（ノンフォーマル教育）及び非公式教育（インフォーマル教育）を補完し、また、逆にそれらによって補完されて、普及啓発を更に促進することを**重ねて認識し**、
12. 公教育における環境を重視した教育は、児童生徒等に環境・保全の意識、享受、理解力、能力、動機づけ及び責任という基盤を与え、そして、児童生徒等、ユース（youth）及び教育者たちに対して、生態系全般について理解を深め、尊重し、守り手となるような価値観に変容させる手段を提供していることを**確認し**、
13. 防災・減災に限らず湿地の重要性について理解しやすくする点でも、またそれによって湿地の保護が促進されるという点でも、生態系サービスに焦点を当てた湿地教育が極めて重要であることを**更に認識し**、
14. 特に湿地での体験を通じて、教室と自然の中の両方で環境について学ぶことは、職業教育を含む生涯にわたっての学びに資することを**重ねて確認し**、

15. 人格形成期の若い世代に影響を与える機会と認識した上で、CEPA プログラムの重要な要素である公教育部門における湿地教育のための追加手引きがあれば、この要素に注目を集め得ることを**意識**し、そして、
16. 教育は、CEPA プログラムのその他の要素と同様に重要であること、そして要素同士の相乗作用によってラムサール条約がより効果的に実施できるようになることを**確認**して、

締約国会議は

17. 締約国に対して、湿地とその価値の理解を更に深めるためには、公教育とその他の部門で、湿地教育の題材を積極的に取り込むことが有益と認識するよう**強く要請**する。
18. 締約国に対して、公教育の枠組みの中に湿地教育をよりいっそう組み込むために、また学校や教育機関での湿地教育の機会を増やすために、以下のような戦略を模索し支援していくことを**奨励**する。
 - i. 自国の公教育を担当する機関を特定し、適切な場合は、CEPA の国内行動計画またはその他の国家計画策定ツールに従って活動を企画調整すること。
 - ii. 湿地の題材やプログラムを既存のカリキュラムに組みこむための機会を模索するために、国内ラムサール委員会や国内湿地委員会、またはその他の同様の機関の構成員に、教育に責任を持つ政府機関を招くこと。
 - iii. 学校としても教師としても広く利用できて参加しやすい学校カリキュラムに湿地教育の題材を取り入れるようにする施策を国または地方政府レベルで採択すること。
 - iv. 学校での湿地学習の開発や実施を充実させるため、湿地センターや湿地公園との連携を築くこと。
 - v. モデル校方式や、学校連携方式、そして学校間ネットワーク方式を採用すること。
 - vi. 必要に応じて、用途指定の助成金制度や多様な実践活動を支えるため、民間部門と提携すること。
 - vii. ラムサール条約の湿地自治体認証制度のような既存のプログラムや取り組みの中から協力関係を特定し、またその協力関係を通して資源動員をすること。
 - viii. 国の CEPA フォーカルポイント（担当窓口）を通して、利害関係者間の湿地教育に関する意見交流を充実させること。
 - ix. 「世界湿地の日」を祝う行事に学校も参加することを奨励すること。

19. 締約国に対して、より効果的に学校のカリキュラムに湿地を含める上で、教師の重要な役割を認識すること、そして学校の教師、指導者、湿地センターの自然解説員など、湿地科学を教える人々の能力構築を支援することを**重ねて奨励する**。
20. 締約国に対して、公教育カリキュラムだけでなく、非正規教育また非公式教育への湿地の題材の導入に役立つであろう教育に携わる他の協力者や部門、例えばカリキュラム開発当局、大学および現役指導者、先住民族および地域社会、博物館、公民館、国内および国際的な教師の会などを考慮に入れるよう**求める**。
21. 締約国に対して、湿地を中心に活動する組織、及び先住民族と地域社会が提供する湿地に焦点を当てた伝統知を含む市民科学の取り組みを支援する機会を探求するよう**奨励する**。
22. 締約国に対して、国連開発計画（UNDP）の“Learning for Nature”や国連環境計画（UNEP）の“Earth School”など国際組織や地域組織が提供する既存のオンライン教育プラットフォームや、学校向け及びオンライン向けに再構成された良質な教材を用いた既存の教育プログラムのモデルを利用することを**更に奨励する**。
23. ラムサール条約の「国際団体パートナー（IOP）」に対して、そのプログラムを検討し、再構成して学校その他の教育の場で活用できる内容を特定するよう**促す**。
24. 締約国に対して、「ラムサール条約地域イニシアチブ」特にラムサール地域センター及び WLI（湿地センターの世界的ネットワーク）のような関連する他のプログラムやネットワークと協力しながら、ラムサールのウェブサイトを通して、またはその他の広報媒体を通して、学校教育部門のための湿地教育の優れた教材・プログラム、またはカリキュラムの事例を共有することを**求める**。
25. 締約国に対して、学校や学習機関における湿地教育の進捗状況の報告のために、適切なならば、ラムサール条約「国別報告書」を利用することを**奨励する**。
26. 事務局に対して、そのために組織された CEPA 専門家による作業小部会と協力して、湿地教育プログラムの開発と実施の進捗状況を国別報告書に基づいて分析すること、また公教育における湿地教育の主流化という目標に向けた進捗状況を、締約国会議の際に締約国に報告することを**指示する**。そして、
27. 事務局に対して、「国連教育・科学・文化機関（UNESCO）」と協調し、公教育に湿地教育を組み込むというラムサール条約の目標と「ユネスコ ESD for 2030 ロードマップ」との相乗効果を生み出すための作業をするよう**要請する**。



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.12

ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化

1. 湿地が継続的に失われていることから、意識を高めて条約実施を強化するために包括的で参加型の取組と多様な意見が必要とされていることを確認し、
2. 湿地及びその生態系サービス・恩恵の継続的な損失のコストと、気候変動による自然、人間の健康及び福利へのリスクとは、現在の若い世代と将来の世代が負担し続けることを更に確認し、
3. 現在と未来の世代の福利のための持続可能な開発の達成に資する湿地の保全と賢明な利用を下支えする世代間衡平の原則を想起し、
4. 世代を越える責任は、1972 年の国連人間環境会議を記念する「ストックホルム+50」を導いた中心的な原則であり、この原則が気候変動、生物多様性損失及び環境汚染という世界的危機に対応するための行動を牽引する重要な主体としてユース（youth）を位置づけていることに留意し、
5. 「国際自然保護連合（IUCN）」の 2021 年「世界自然保護会議」の一つとしてまずオンラインで実施された「『一つの自然一つの未来』国際ユース（youth）サミット」に重ねて留意し、
6. 国連総会決議 72/146 および 74/121 が、加盟国に対して、関連する意思決定過程に若い人々とユース（youth）の団体を含めること、代表団にユース（youth）の代表を含めること、そして変革の担い手としてのユース（youth）の役割を認めるよう求めていることを確認し、
7. 生物多様性条約（CBD）の決定 XI/8 は締約国に対して関連する運用過程にユース（youth）を全面的に含めることを奨励し、移動性野生動物種の保全に関する条約（CMS）の決定 13.9 は、条約の運用過程にユース（youth）の集団を組み込むことを促進し、また絶滅

のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）の決議17.5が締約国に対してユース（youth）を条約に参加させ、公式代表団にユース（youth）の代表を含める機会を模索するよう奨励していることを重ねて確認し、

8. 湿地保全へのユース（youth）の参加を促す「ラムサール文化ネットワーク」、「世界湿地の日」そしてユース（youth）を中心としたイベントや「湿地を守るラムサール条約ユース賞」によって、ユース（youth）の湿地保全へのかかわりを奨励してきたこれまでの取り組みを**賞賛**し、
9. 決議 XIII.15「先住民族および地域社会の文化的価値および慣習」、決議 XIII.18「ジェンダーと湿地」そして決議 VII.8「湿地管理における地域社会と先住民族の参加の確立と強化に関する指針」を通して、条約の実施にあたって十分に注目されて来なかった人々の参加を主流化することの重要性を再確認し、
10. ラムサール条約および「第4次ラムサール戦略計画 2016-2024」の中で、ユース（youth）が重要かつ価値ある利害当事者及び協力者として認識されていないことを憂慮し、そして
11. 世界中のユース（youth）をつなぎ、ユース（youth）によって湿地が保全され、ラムサール条約の使命が達成できる場として、またネットワークとして第13回締約国会議（以下「COP13」という。）で結成された「Youth Engaged in Wetlands（湿地に取り組むユース）」（以下「YEW」という。）の志を賞賛して、

締約国会議は

12. 締約国に対して、すべての湿地の保全・再生・賢明で持続可能な利用と管理のため、啓発活動と、世代を越えた能力と、協力関係を構築するにあたって、条約の実施にユース（youth）が関与することが重要であることを認識するよう**強く要請する**。
13. 締約国に対して、条約の実施に際し、ユース（youth）が関わり、ユース（youth）と協働し、ユース（youth）を巻き込むことができるように、例えば以下のような戦略を模索、支援することを**奨励する**。
 - i. 若い人々の意見及び代表の参加を強化するために、附属書1に概説されるラムサール条約に対しての政府又はNGO（非政府の団体）の「ユース（youth）・フォーカル・ポイント（ユース（youth）の担当窓口）」を自国において任命すること。
 - ii. 国内ラムサール委員会、COPの各国代表団にユース（youth）を招き入れ、参加させること。
 - iii. いっそうの協力関係を培うために、教育機関だけでなく、ユース（youth）が主導或いはまた参画するNGO・協会・ネットワークとの関係を構築すること。

- iv. 湿地に生活を依存するユース（youth）の共同体を支援し、かつその社会的・経済的脆弱性に対処するため、湿地の保全・再生・持続可能な管理や利用を通じて、専門性を形成する機会や、その就業の道筋を示すこと。
 - v. 「世界湿地の日」を祝う活動への参加を含む、子供や若い人々など多様な主体を対象として狙った、湿地のコミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発（以下「CEPA」という）のプログラムや働きかけの活動。そして
 - vi. 湿地に関連する優先事項・政策・意思決定・プログラムについて、ユース（youth）の多様な意見と視点を求め・受け入れ・反映させること。
14. 締約国会議の開催国に対して、会議へのユース（youth）の参加を主流化するために、締約国会議のプログラムにユース（youth）のイベントを含むよう**重ねて奨励する**。
15. 条約事務局に対して、利用可能な資源があれば、締約国会議への若者の参加と地域への働きかけを拡大し、またユース（youth）が関与した成功事例を共有するという目的のために、バーチャルフォーラムのようなハイブリッドモデルと、締約国会議に先だって若者が集まり、また本会議に参画できるようユース（youth）に関係し意義のある参加の方策とを、探求することを**指示する**。
16. 常設委員会に対して、第 61 回と 62 回委員会の間の期間、条約へのユース（youth）の参画を主流化するために（附属書 2 に記載されている）「ユース（youth）作業部会」を設立することを**要求する**。この「作業部会」はそれぞれの地域からのユース（youth）の代表を含むこととし、新しい戦略計画（第 5 次戦略計画）の策定にユース（youth）の参加を可能にするための次の 3 年間の優先課題とともに、合意された委任権限事項書を常設委員会に提示するものとする。
17. 条約事務局に対して、利用可能な資源があれば、事務局の「若手地域専門官プログラム（junior professional programme）」を活用し、ラムサール「ユース（youth）作業部会」を支援するとともに、共同作業計画を調整することを**重ねて要求し**、そして、事務局に対して、ユース（youth）の参画とプロジェクト、そしてこの業務プロジェクト調整を手助けする若手アドバイザーが雇用されるよう、専門家の出向を含む自発的な貢献を積極的に呼びかけるよう**指示する**。
18. ラムサール条約の国際団体パートナー(IOP)に対して、そのプログラムと働きかけにユース（youth）の参加を強化するよう**促す**。
19. ビジネスや金融部門、地域 NGO、高等教育/研究機関に対して、この決議を実施するために、財政的な協力とキャリア形成支援も含めて締約国と協力することを**奨励する**。

20. 民間部門と市民団体に対して、この決議の実施のため、湿地が供給する生態系サービスに価値を見いだすことに若い人々が関わるという観点から、締約国と協働し支援することを**奨励する**。
21. 締約国に対して、「戦略計画」の実施にあたってユース（youth）の参加を支援するために使われた戦略についての情報を提供するために国別報告書を利用することを**強く要請する**。
22. 事務局に対して、利用可能な資源があれば、国別報告書に基づいてユース（youth）の参加の進捗状況に関する情報をまとめ、その結果を締約国に報告するよう**指示する**。そして
23. 事務局に対して、この決議の実施を促進し、ユース（youth）の参加を強化するための連携業務について他の国際環境条約事務局と調整することを**要請する**。

附属書 1

ラムサール条約のユース（youth）フォーカルポイント（担当窓口）

背景

湿地の保全や再生、賢明で持続可能な利用や管理を確かなものにするために、ラムサール条約の活動のなかで、若い人々の意見や代表参加を強める必要性がますます認識されつつある。

「ラムサール・ユース（youth）フォーカルポイント（以下「YFP」という。）」という各国の公式な役割を設けることによって、締約国は湿地行政へのユース（youth）の参画と代表参加を増すために、YFP という焦点を持つこととなる。若い人々の能力とエネルギー、そしてそのネットワークを繋げることによって、YFP は自国の他のフォーカルポイント（担当窓口。以下「FP」という。）の役割や経験を補完しながら、新鮮な視点をもたらし、世代間の対話を促進することができる。

若い人々は創造性豊かで、デジタルに長け、急激な情報の変化や流れに直観的に反応する能力があり、同様に、異文化コミュニケーションに親しんでおり、その意味では、若い人々は、湿地の保全や再生、賢明で持続可能な利用や管理を主流化していくために必要な、分野横断的な行動の加速を後押しできる。

多様なレベルや部門を横断して活動する YFP の関心と能力を最も反映するように、指名された自国の FP、必要に応じて助言・指導を含む利用可能な制度的支援と協力しながら、各国の YFP の役割を決めることは、最終的に各締約国に任せられている。

YFP は、政府機関、NGO、あるいは研究機関などに属し、また研究、政策、再生、共同体形成、その他の主導的活動などに携わる。

ラムサール条約の各国ユース（youth）フォーカルポイント（担当窓口）の役割

各国の YFP の役割としては、以下を含めることができる。

- ラムサール条約の実施にユース（youth）の視点を取り入れるため、国内、そしてラムサール条約地域にまたがって他の YFP と共に指導性を発揮する。
- 条約事務局と、締約国、他の YFP 及び国際的な「湿地に取り組むユース（YEW）」のネットワークとの間で、ラムサールプログラムへの若者の参加に関する主要な連絡窓口となる。
- 国内ラムサール/湿地委員会または同様の国内機構の主要メンバーとなる。
- 行政レベル全体におけるラムサールの政策とプログラムの実践的な展開と実施、および締約国会議への国別報告書の作成を支援する。

- ラムサール条約と、その湿地の保全や再生、賢明で持続可能な湿地の利用と管理目標について、認知度を高める。
- ユース（youth）の積極的な参加による湿地保全に焦点を当てたプロジェクトの開発を促進する。
- 湿地の保全について、また、湿地の保全・再生・持続可能な利用と管理に関する専門性形成や就業の機会への道筋について、若い人々のための積極的な情報発信者となる。そして、
- あらゆるレベルと湿地に関わる多様な部門に渡って、若い人々間のコミュニケーションのために、ユース（youth）のつながりとネットワークを確立し、維持する。

附属書 2

ラムサール「ユース（youth）作業部会」：その運営と任務

構成と地域代表：

- ユース（youth）作業部会は、18歳から35歳までのメンバーで構成され、各ラムサール条約地域から少なくとも1名の代表が指名される。
 - 各ラムサール条約地域グループは1名の地域代表を選出し、締約国は追加代表を指名してもよい。
- ユース（youth）作業部会は、マイノリティ（少数派）と先住民族を優先し、ジェンダーの平等性を確保することにより、その構成員の包摂性と多様性確保に努め、その組織構成と任務を通じてこれらの原則を遵守する。
- ラムサール条約地域のメンバーとして指名されていない場合でも、各国のユースフォーカルポイント（以下「YFP」という。）と国際団体パートナー（IOP）のユース（youth）代表は、作業部会のオブザーバー資格を有する。
- ユース（youth）傍聴人は自薦可能であり、ユース（youth）作業部会はメンバーの3分の1の反対票がない限り、その加入を承認する。

組織体制と事務局の支援：

- ユース（youth）作業部会は、議長、副議長および必要とされるその他の役割を互選し、副議長は書記を務める。
- ユース（youth）作業部会は、ユース（youth）の能力・興味・関心に基づいて、科学技術検討委員会（STRP）、及びコミュニケーション、能力構築、教育、参加・啓発（CEPA）監視委員会の傍聴人として、また締約国会議が設置した他の作業部会に余裕があればその傍聴人として、1名以上の委員を指名する。
- 条約事務局はユース（youth）作業部会に事務的支援業務を提供する。

付与された権限：

ユース（youth）作業部会の目的は、ラムサール条約の条約ガバナンス（行政）・作業計画・その他の活動におけるユース（youth）参画の主流化について助言を行うことである。

次の3年間〔第15回締約国会議（COP15）〕における作業部会の優先課題は、以下の通り

- I. 新しい「第5次ラムサール戦略計画（SP5）」策定の作業部会において、可能であれば、助言と参加を行うこと。
- II. ユース（youth）参画のための戦略を実施する締約国を支援できるような能力構築活動を確立すること（本決議パラグラフ13参照）。

- III. 能力構築や政策手引きについて締約国に対する勧告を含め、常設委員会へ報告を行う。
そして
- IV. 事務局との共同作業計画を策定し、以下を行うこと。
- 各国の YFP と意思疎通を図り、支援する。
 - ラムサール条約におけるユース（youth）活動を、国際会議でのユース（youth）に焦点を当てたイベントも含め、他の国連環境機関や多国間条約の下でのユース（youth）ネットワーク、計画及び諮問機関と提携させる。
 - COP の開催国と協力して、締約国会議においてユース（youth）のサイドイベントを企画し、ユース（youth）が参加できるようにする。そして、
 - 「世界湿地の日」やラムサール条約に関連するその他の国際的な記念日に向けて、ユース（youth）に焦点を当てたメッセージや事業ツールを作成する。



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.14

2023-2025年に向けたラムサール条約の科学技術面の将来的な実施

1. 「科学技術検討委員会(以下「STRP」という。)」の運用方法と責任を修正する決議 XII.5 「条約の科学的・技術的助言及び手引きを提供する新しい枠組み」を想起し、
2. 決議 XII.5 パラグラフ 16 において、STRP の組織と運用過程は、今後の検討結果に基づく締約国会議の決定により変更されること、及び、決議 XII.5 パラグラフ 23 では委員会がその業務を効果的に行うためには継続的資源確保が必要であることを更に想起し、
3. 決議 XII.5 附属書 1 パラグラフ 44 は、STRP に対して、事務局および常設委員会と協議して、「締約国会議（以下「COP」という。）で検討するために、次の 3 年間の科学・技術的優先事項、および必要な資金調達、関連する可能性のある協力組織を示す」よう要請していることを更に想起し、
4. 同決議附属書 1 のパラグラフ 45 は、科学・技術的優先事項のリストが「次の 3 年間のラムサール戦略計画の内容、前回の COP の決議、そして条約地域または世界の湿地のネットワークによって特定されたその他の優先事項を反映する」よう要請していることをまた想起し、
5. ラムサール条約の決議 XII.9 「コミュニケーション・能力構築・教育・参加・啓発に関するプログラム（以下「CEPA プログラム」という。） 2016-2024」を想起し、
6. 以下に対して感謝の意を表して留意し、
 - STRP 委員、「国際団体パートナー」からの傍聴人、他の組織からの傍聴人、及び STRP 「各国担当窓口（以下「NFP」という。）」による、3 年間にわたる STRP 業務への貴重な貢献、
 - 事務局による支援、

- ノルウェー政府による、熱帯泥炭地の再生と再湿潤化（2019-2021 の 3 年間の STRP 作業計画 Task 2.2）およびブルーカーボンと湿地（Task 5.1）に関する委員会業務を支援する寛大な財政的貢献、
 - ノルウェー及びフィンランド政府による、ジェンダー主流化⁴（Task 4.1）に関する STRP 作業の遂行を支援するための寛大な財政的貢献、そして
 - オーストラリア政府による、基準 6 に関する特別任務に対する技術支援という惜しみない現物貢献、
7. 常設委員会の決定 SC57-30 は、2019- 2021 の 3 年間の STRP 作業計画を承認したことを**想起し**、そして
 8. 常設委員会の決定 SC57-25 は、重要な喫緊の課題に対応する時、又は、重要な新情報が確認された時に、常設委員会会議中の議論に 1 人または複数の STRP 委員を参加させることに合意したことを**また想起し**、

締約国会議は

9. 科学技術検討委員会 (STRP) によって、2019 -2021 の 3 年間に発表された本決議の附属書 1 に記載されている成果物を**歓迎する**。
10. 締約国、ラムサール条約関係者、その他に対し、それらを適切に使用するよう**要請する**。
11. 条約の国際団体パートナー（IOP）およびその他のラムサール条約関係者に対して、「世界湿地概況 2021 特別版」を含む、STRP の成果物を広く普及・促進するよう**奨励する**。
12. 本決議の附属書 2 に記載されている 2023-2025 の 3 年間の STRP の優先作業分野と優先業務を**承認する**。
13. 締約国に対して、COP14 の直後に事務局が行う議長と副議長を含む STRP 委員の公募において常設委員会の管理作業部会がその後可能な限り早く確実に委員候補者の確認ができるよう、第 14 回締約国会議から 30 日以内に国の STRP への適切な代表を指名する際に、附属書 2 の優先作業を検討するよう**推奨する**。
14. 本決議の附属書 3 に含まれる 2023 - 2025 の 3 年間の STRP の会議とその過程に傍聴参加するよう招かれた機関および組織の改訂版リストを承認し、そして、STRP の作業にお

⁴ 「運営作業部会」は、STRP に対して、最も優先度の高い任務に焦点を当てるよう指示し、条約事務局に対してこの TASK を前に進めるよう依頼した。

いて、彼らが、STRP 委員および STRP 国内担当窓口と並んで、一連の専門知識を活かして、積極的に参加することを奨励する。

15. STRP に対して、2023-2025 年までの作業計画を作成し、それを第 62 回常設委員会で承認するために可能な限り早く、事前にまたは開催中に事務局に提出することを指示し、その際、2019-2021 年の作業計画の中から、未完了の高優先度、中優先度、そして低優先度の作業を含めるかどうか、また、戦略計画のうち事務局の報告で締約国が実施に苦慮しているとされる要素⁵についても、含めるかどうかを十分に考慮することを奨励し、そして、必要に応じて、先住民族と地域社会の伝統的および地域的な知識と潜在的な貢献を考慮に入れながら、策定された計画が効率化され、確実に 3 年間で達成可能となるようにし、そして、事務局と協力し、STRP のすべての成果物が、最初から使いやすく、締約国その他利用する者がすぐに使えるものとするのもまた指示する。
16. STRP に対して、3 年間の最初に対面会議をした後に、必要に応じて、STRP の進行中の作業をバーチャル会議やインターネットを使ったその他の手段で支援することの有用性を検討し、公平で広く包括的な参加の必要性や、環境と財政への影響を考慮することを要請する。そして
17. 締約国その他に対して、STRP の作業への資金提供を強く要請する。

⁵ 参照 : COP13 Doc.11.1 *Report of the Secretary General on the implementation of the Convention: Global implementation*, <https://ramsar.org/document/cop13-doc111-report-of-the-secretary-general-on-the-implementation-of-the-convention-global>

附属書 1

2019 -2022 年の間に作成された科学技術検討委員会（STRP）の成果物リスト

注: 成果物リストは STRP 2019-2021 作業計画の示す順序に従っています。

1. 「世界湿地概況 2021 年 特別版」⁶ (GWO task)
2. ブリーフィングノート No. 13: 「湿地と農業: 農業の影響と持続可能性への道筋」⁷ (Task 1.2)
3. ポリシーブリーフ No. 6: 「人々と湿地を支えるための農業の変革」⁸ (Task 1.2)
4. テクニカルレポート No. 11: 「泥炭地の再湿潤化と回復に関するラムサール国際指針」⁹ (Task 2.2)
5. ブリーフィングノート No. 11: 「泥炭地の実践的な回復」¹⁰ (Task 2.2)
6. ポリシーブリーフ No. 5: 「排水された泥炭地の回復: 世界的な気候目標達成のために不可欠な手順」¹¹ (Task 2.2)
7. ブリーフィングノート No.12: 「気候変動緩和へのブルーカーボン生態系の寄与」¹² (Task 5.1)

⁶ <https://www.ramsar.org/document/global-wetland-outlook-special-edition-2021>.

⁷ <https://www.ramsar.org/document/briefing-note-13-wetlands-and-agriculture-impacts-of-farming-practices-and-pathways-to>.

⁸ <https://www.ramsar.org/document/ramsar-policy-brief-6-transforming-agriculture-to-sustain-people-and-wetlands>.

⁹ <https://www.ramsar.org/document/ramsar-technical-report-11-global-guidelines-for-peatland-rewetting-and-restoration>.

¹⁰ <https://www.ramsar.org/document/briefing-note-11-practical-peatland-restoration>.

¹¹ <https://www.ramsar.org/document/ramsar-policy-brief-5-restoring-drained-peatlands-a-necessary-step-to-achieve-global>.

¹² <https://www.ramsar.org/document/briefing-note-12-the-contribution-of-blue-carbon-ecosystems-to-climate-change-mitigation>.

附属書 2

科学技術検討委員会のテーマ別作業領域と優先度の高い任務 2023-2025

テーマ別作業領域（以下「TWA」という。）と「第4次ラムサール戦略計画 2016-2024」（以下「戦略計画」という。）との関連性を以下に示す。テーマ別作業領域の下での「優先度：中」「優先度：低」とされたタスクを含む、将来の科学のおよび技術的優先事項の詳細は、2022年に開催された第59回常設委員会（SC59）継続会においてSTRP議長が報告した。

優先度	STRP 任務 ¹³	根拠となる文書・規定 ¹⁴
TWA 1: ラムサール条約湿地、湿地ネットワークの構築、および登録基準の適用。		
高	ラムサール条約湿地登録基準の適用に関する追加手引き	戦略計画 ¹⁵ の目標4、個別目標14。 生物多様性条約のポスト2020地球規模生物多様性枠組み（以下「CBDポスト2020GBF」という。）に関連する目標。 ¹⁶
高	ラムサール条約湿地のネットワークにある不均衡に関する地球規模での評価と、国際的な気候目標と生物多様性枠組み目標との相乗作用に関する地球規模での評価	2019-2021の3年間に開始された(Task 1.7)。 戦略計画の目標2、個別目標6。 CBDポスト2020GBFの関連目標。
TWA 2: 湿地の評価、地図作成とモニタリング（継続的な観測）、湿地目録作成更新のためのそれぞれのツール。		
高	湿地炭素評価に向けた利用可能な方法論を一層活用するための湿地地図作成と湿地目録の作成	決議 XIII.13 ¹⁷ と XIII.14 ¹⁸ 。 戦略計画の目標3、個別目標8。 CBDポスト2020GBFの関連目標。
高	特に景観管理と気候変動の文脈において、生物多様性保全のための多様な価値を有する小規模湿地の目録作成とモニタリング（継続的な観測）に関する手引きの準備	決議 XIII.21 ¹⁹ 、パラグラフ 23。 2019-2021 作業計画(Task 1.3)の優先度：中 決議 XI.8 ²⁰ 、パラグラフ 21 iii)。 戦略計画 目標3、個別目標8と11。 CBDポスト2020GBFの関連目標。

¹³ 訳註：STRP 任務：原文は "STRP task"

¹⁴ 訳註：根拠となる文書・規定：原文は "Mandate(s)"

¹⁵ <https://www.ramsar.org/document/the-fourth-ramsar-strategic-plan-2016-2024>.

¹⁶ 参照：<https://www.cbd.int/meetings/COP-15>.

¹⁷ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xiii13-restoration-of-degraded-peatlands-to-mitigate-and-adapt-to-climate-change>.

¹⁸ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xiii14-promoting-conservation-restoration-and-sustainable-management-of-coastal>.

¹⁹ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xiii21-conservation-and-management-of-small-wetlands>.

²⁰ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xi8-streamlining-procedures-for-describing-ramsar-sites-at-the-time-of>.

優先度	STRP 任務 ¹³	根拠となる文書・規定 ¹⁴
TWA 3: 湿地に加わる直接的かつ気候変動関連の圧力とその影響および対応		
高	気候変動と湿地－世界の湿地における、現在および予測される気候変動による影響とそれへの対応に関する最新情報	戦略計画 目標 1, 2 および 3。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
高	ブルーカーボンの手引き、データとモデル、そして気候変動計画枠組みにブルーカーボンを組み込むための支援	決議 XIII.14、パラグラフ 15b)-d). 戦略計画 目標 4、個別目標 14。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
高	農業と湿地：農業環境における湿地の生態学的特徴の維持・回復	戦略計画 目標 3、個別目標 9。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
TWA 4: より広い陸と海の景観における湿地の賢明な利用と持続可能な管理および回復		
高	湿地の保全と賢明な利用を促進する契機としての OECMs ²¹	戦略計画 目標 3、個別目標 9。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
高	沿岸湿地への世界的な圧力にも言及した「機能している沿岸生息地」の保全、賢明な利用、および管理に関する手引きの作成	決議 XIII.20 ²² 、パラグラフ 45。 2019-2021 作業計画（タスク 3.2）の優先度：低 戦略計画 目標 3、個別目標 10 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
TWA 5: 横断的課題、支援機能、他の多国間環境条約との相乗作用		
高	湿地の喪失および劣化による財政負担と湿地の維持・回復に必要な投資	戦略計画 目標 4、個別目標 17&19。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
高	CBD ポスト 2020 GBF と SDGs	決議 XIII.5 ²³ 。 戦略計画 目標 4、個別目標 18。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。
高	世界湿地概況	戦略計画 目標 4、個別目標 14&18。
高	湿地の保全と賢明な利用のための政策と法的枠組みの見直し:対象範囲調査	常設委員会文書 SC57 Doc.8 – 緊急課題 ²⁴ 。 戦略計画 目標 3、個別目標 11。 CBD ポスト 2020 GBF の関連目標。

²¹ 訳註：OECMs：Other Effective area-based Conservation Measures（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

²² <https://www.ramsar.org/document/resolution-xiii20-promoting-the-conservation-and-wise-use-of-intertidal-wetlands-and>.

²³ <https://www.ramsar.org/document/resolution-xiii5-review-of-the-fourth-strategic-plan-of-the-ramsar-convention>.

²⁴ <https://www.ramsar.org/document/sc57-doc8-urgent-challenges-to-the-wise-use-of-wetlands-to-receive-enhanced-attention>.

附属書 3

2023-2025 の 3 年間の科学技術検討委員会の会議および運用過程にオブザーバー（傍聴団体）として参加するよう招かれた機関および組織

オブザーバー組織とは、世界的および地域的な多国間環境協定、世界的な政府間組織で行う運用過程、地域的な政府間組織と運用過程、国際組織その他の非政府組織および湿地に取り組む組織と定義される。

それには、以下の団体が含まれるが、これに限定されるわけではない

- ダックス・アンリミテッド (DU)
- 欧州宇宙機構欧州宇宙研究所 (ESA-ESRIN)
- フローラ&ファウナ・インターナショナル (FFI)
- 地球環境ファシリティ (GEF: 事務局及び/又は科学技術助言委員)
- グローバル水パートナーシップ (GWP)
- グライフスヴァルト湿原センター (GMC)
- GEO 地球観測ネットワーク (GEO-BON)
- 地球観測グループ－湿地イニシアチブ (GEO-Wetlands)
- IHE デルフト水教育研究所
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)
- 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)
- 国際ツル財団 (ICF)
- 国際湿原保全グループ (IMCG)
- 国際泥炭湿地協会 (IPS)
- (独) 国際協力機構 (JICA)
- 宇宙航空研究開発機構 (JAXA)
- 地中海湿地フォーラムの科学技術ネットワーク (MedWet)
- 事務局および/または技術機関の代表者を含む以下の多国間環境協定: 生物多様性条約 (CBD)、移動性の野生動物種に関する条約 (CMS, ボン条約) および関連文書、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約 (CITES, ワシントン条約)、国連砂漠化対処条約 (UNCCD)、気候変動に関する国連枠組み条約 (UNFCCC)、世界遺産条約 (WHC, 世界遺産条約)、越境水路及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約
- 生態系再生協会 (SER)
- 湿地科学者協会 (SWS)
- ザ・ネイチャー・コンサーバンシー (TNC)
- ツール・デュ・ヴァアラ地中海湿地保全研究所
- 国連教育科学文化機関 (UNESCO)－人間と生物圏計画 (MAB)
- 国連環境計画 (UNEP)

- 国連環境計画世界自然保護監視センター (UNEP-WCMC)
- 国連食糧農業機関 (FAO)
- 国連人間居住計画 (UN-Habitat)



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.16

持続可能な開発にむけた国家戦略への、 湿地の保護・保全・再生・持続可能な利用及び管理の統合

1. 湿地は、世界的に重要な生態系であり、地球規模の水や栄養の循環、エネルギーの流れを担う比類ない運び役であり、淡水や、食料、水と気候の調整、文化遺産、健康管理などのかけがえのない多様な機能とサービスの提供者である（『世界湿地概況 2018（以下「GWO」という。）』ことを**認識**し、また、湿地はとりわけ地球規模の生物多様性の維持や、気候変動への緩和と適応、貧困撲滅、災害リスク軽減において、世界の持続可能な開発の推進において中心的役割を果たしていることを**更に認識**し、
2. 世界的に、1970 年以降湿地は 35%減少し、減少傾向に効果的な歯止めをかけられていないという事実（『GWO』、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)」による『世界の生物多様性と生態系サービスに関する評価 2019』）と、更にこの傾向は、「国連持続可能な開発目標 2030 (SDGs)」、「パリ協定」及び「気候変動枠組み条約」の下での気候変動の緩和と適応策、「国連生物多様性のための 2050 年ビジョン」の達成に影響を与えることを**警戒**し、
3. 生活を湿地に頼っている多くの共同体が、極度の貧困・不平等・失業・食糧不安に絶え間なく曝（さら）されていることに、深い懸念をもって**注目**し、持続可能な生業（なりわい）を支えるため、そして保全・再生・管理活動の実施を往々にして妨げる社会的・経済的課題に取り組むために、生物多様性の持続的利用を強化する必要性を**認識**し、
4. 湿地が劣化する直接的要因は、水文学や堆積という物理的な状況の変化・水利用や漁業などの採取活動・富栄養化・汚染と侵略的外来種・湿地からの排水や湿地を異なる用途に転換するなどの構造的改変を含み、一方、間接的要因は、水エネルギー・食料

と衣服・インフラ・観光やレクリエーションの供給を含み、これらの直接・間接要因は相互に関連し、気候変動政策と気候変動による悪影響の両方からの影響を強く受けると『世界湿地概況（GWO）』が述べていることに**留意し**、

5. 地域、国家、地方レベルそれぞれで部門横断的に関与することは、負の要因に対処する重要な手段であり（IPBES 及び『世界の生物多様性と生態系サービスに関する評価 2019』）、生物多様性消失の直接的および間接的な要因に対処するには、統合的かつ全体的な計画策定と実施を通じて、政府・民間・社会が一丸となって取り組む必要があること（『世界生物多様性概況 第 5 版 2020』）を**意識し**、そして、湿地の劣化要因を阻止するには、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」実施に貢献する統合的・体系的戦略を通じた国家湿地政策の実施が求められることに**更に留意し**、
6. 条約の第 3 条 1 項、勧告 6.9²⁵及び決議 VII.6 は、締約国に対して、湿地の保全と賢明な利用のための国家湿地政策の策定と実施を要請していることを**想起し**、そして、決議 XI.21・「第 4 次ラムサール戦略計画 2016-2024」、決議 XIII.13, XIII.14, XIII.16, XIII.19, IX.4, VIII.32 で認識されている、湿地と SDGs 達成の関係を**更に想起し**、
7. 締約国に対して水資源の統合的管理の強化を求めている決議 IX.1 及びその附属書 C・決議 IX.3・決議 XII.12、締約国に対して統合的河川流域管理の強化を促している決議 IX.1 附属書 Ci・決議 VII.18、統合的沿岸域管理に焦点を当てた決議 VIII.4、決議 IX.20 「小規模島嶼国における統合的湿地管理」、そして、決議 XIII.20 「潮間帯湿地及びこれと生態学的に関連する生息地の保全と賢明な利用の促進」を**重ねて想起し**、
8. ラムサール条約においては、締約国が、気候変動・水・生物多様性、そして持続可能な開発の政策・戦略・手段に湿地を組み込むことに役立つような国家レベルの湿地の保全と再生の手段がまだまだ不足していることを**憂慮し**、
9. 締約国が、自国の湿地保全と再生のための統合的枠組みを導入していることに**留意し**、そして
10. 湿地の保全と再生を、国の持続可能な開発戦略や、必要に応じて地方戦略に組み込むことは、気候変動政策・水の質と量・生物多様性の消失・農業・健康・災害リスクの軽減・都市開発・貧困撲滅に対処する湿地の保全と再生の政策・活動が、各国の状況や優先順位に即して、調整・統合し易くなることを**意識して**、

²⁵ 訳註：勧告 6.9：第 6 回締約国会議で採択された第 9 番目の勧告を意味する。第 8 回締約国会議以降、勧告は無くなり、決議に統一された。

締約国会議は

11. 締約国に対して、湿地の保全・再生・持続可能な管理と賢明な利用の政策及び活動を国の持続可能な開発戦略に組み込むこと、また、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に沿った国家及び世界の持続可能な開発戦略、「生物多様性条約（CBD）」に基づく「生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAPs）」、同様に「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」と「パリ協定」に基づく国の定める貢献・適応計画、「国連砂漠化対処条約（UNCCD）」とその土地劣化中立性目標（land degradation targets²⁶）のそれぞれにおいて湿地の保全と再生の役割を評価することを**奨励する**。
12. 締約国に対して、決議 XIV.17「気候変動に対処するための湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用及び管理」に則って、既存の国家湿地政策を国家の持続可能な開発戦略に組み込むこと、関連する全ての協力者及び利害関係者を巻き込むこと、そして、必要に応じて湿地に焦点を当てた自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチを展開しながら、気候変動に対処すると同時に生物多様性と人間の健康と福利への恩恵も提供することを**奨励する**。
13. 湿地の保全、再生及び賢明な利用の政策と活動を国の持続可能な開発戦略に効果的に組み込めるかどうかは、特に開発途上にある締約国にとって、あらゆる資金源からの資金調達増加を必要とする資金的裏付け、能力構築、及び知見の交換などの適切な資源の有無にかかっていることを**認識する**。
14. 湿地の保全・再生・賢明な利用の政策と活動を国の持続可能な開発戦略に効果的に組み込むための、湿地に関する唱導（アドボカシー）の重要性を**認識する**。
15. ラムサール条約の文脈における持続可能な開発は、湿地の生態学的特徴を維持または強化することによる湿地の保全と賢明な利用と合致し、支えていることを**認識する**。
16. 「国内湿地目録のための新ツールキット 2020」を用いて、国内湿地目録作成を体系的に実施し、湿地の状態及び傾向を評価し、国内の湿地保全の必要性及び不足を分析し、統合的、体系的かつ適応的な保全及び再生計画を策定し、湿地について、また必要であればこれに関連する他の生態系について、国内における統合的管理活動を策定することを**勧告する**。
17. 締約国に対して、湿地の管理に関する目標を設定すること、空間的土地利用計画策定過程及び統合的沿岸管理において、湿地の用途変更を回避し、最小化し、必要に応じて補償するための賢明な利用の原則を考慮すること、確実に環境アセスメントを実施し、湿

²⁶ 訳註：land degradation targets：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page22_002343.html 参照

地生態系へのプロジェクトの影響を最小化するために見いだされた手段を実施し、そして湿地の生態学的特徴を保護し維持することを**奨励する**。

18. 締約国に対して、国家や地方の湿地の劣化状態を特定し、湿地の再生目標を設定すること、そして湿地生態系の状態を改善し、その消失を阻止するための措置を講じることを**同じく奨励する**。
19. 締約国に対して、湿地の保全・再生・持続可能な管理のための政策と行動を定期的にモニタリングすることを**奨励し**、そして効果的な進捗状況のモニタリングは、関連する指標を用い、定期的進捗報告を確保した上で、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と CBD の「世界生物多様性枠組」に即した測定可能な目標の設定にかかっていることを**認識する**。
20. 締約国に対して、適切な場合及び自国の国内事情に即して、国境をまたぐ流水域の場合も含めて、湿地の保全と再生、持続可能な利用そして管理のための協力関係を国際的に構築すること、また、関連する枠組みの中で近隣諸国と協力し移動性生物種の移動によるつながりを反映することを**奨励する**。
21. 「科学技術検討委員会」に対して、国の持続可能な開発戦略に国の湿地保全と再生を組み込むための事例研究と手段の開発を強化すること、そして技術的指針を策定することを**要請し**、そして、「CEPA 監督委員会」に対して、CBD の下で NBSAPs の一部とするなどして、自国および世界の持続可能な開発アジェンダの中で湿地の重要な役割を更に促進するよう**要請する**。
22. 国際団体パートナーに対して、湿地の保全と再生を、持続可能な開発計画やプログラムに組み込むための支援をするように、関連する利害当事者と協力して作業することを**促す**。そして
23. 条約事務局に対して、湿地の保全と再生・持続可能な利用と管理が世界的に主流化することを促進するため、UNFCCC、UNCCD、CBD、その他の多国間環境条約及びその他関連組織との協力を強化することを**要請する**。



ラムサール条約第 14 回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022 年 11 月 5 日から 11 月 13 日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.17

気候変動に対処するための湿地生態系の保護・保全・ 再生・持続可能な利用及び管理

1. 下記各項を想起し、
 - a. 決議 XI.14 「気候変動と湿地：ラムサール条約との関係」が、締約国に対して、気候変動への適応に寄与する湿地の能力を促進するため、および、気候変動の緩和のための重要な対策としての炭素の隔離・貯蔵のため、特に湿地の生態学的特徴を維持または改善することを要請していること
 - b. 決議 XIII.14 「沿岸域のブルーカーボン生態系の保全・再生・持続可能な管理の促進」では、いくつかのタイプの湿地には自然の炭素吸収源としての価値があることを強調していること
 - c. 「第 4 次ラムサール条約戦略計画 2016-2024」において、生物多様性消失の阻止・食糧安全保障・健康な生活・水質と水の供給・水の安全保障・災害リスクの軽減・気候変動に対する緩和と適応に寄与する、湿地が提供する重要な生態系サービスを強調していること
2. 国連加盟国が下記のように決議・認識したことを重ねて想起し、
 - a. 「自然を活用した解決策とは、社会的、経済的および環境的課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利・生態系サービス・レジリエンス（復元力）・生物多様性の恩恵を与える、自然なまたは改変された、陸域、淡水、沿岸・海洋生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理のための活動である」と決議したこと(UNEP/EA.5/Res.5)、そして
 - b. 「自然を活用した解決策は、長期的な分析も含めてその効果を分析する必要性があることを認識しつつ、温室効果ガス排出の迅速・大幅・持続的な削減の必要性に取

って替わるものではないが、気候変動とその影響に対する適応とレジリエンス（復元力）、緩和のための活動を改善できることを認め、気候変動対策に大きく貢献し得る」と認識したこと(UNEP/EA.5/Res.5)、

3. 『世界湿地概況 2018』と、『世界湿地概況 2021 特別版』が以下の事実を記載していることに留意し、
 - a. 世界の全生物種の 40%が湿地に生息・繁殖し、湿地に依存する種の 25%が絶滅の危機に瀕していること、
 - b. 「マングローブなどの沿岸湿地は熱帯雨林の 55 倍の速さで炭素を隔離」しており、「地球の陸地のわずか 3 %を占めるに過ぎない泥炭地が、陸地の炭素量全体の 30%を貯蔵」していること、
 - c. 10 億人以上の人々が生計を湿地に依存していること、そして
 - d. 排水された泥炭地からの温室効果ガス排出量は人間由来の排出量の約 4%を占めており、劣化した湿地は炭素の排出をもたらし得ること、
4. 以下のことを重ねて留意し、
 - a. 湿地に依存する共同体の貧困の程度、および社会的・経済的・環境的に持続可能なように生業（なりわい）の支援が必要であること
 - b. 湿地生態系の再生は、気候変動の影響を緩和し、海面上昇からの沿岸の保護など気候変動の影響に対するレジリエンス（復元力）を向上させる可能性があること、
 - c. 「科学技術検討委員会（STRP）」の出版物のうち、湿地と気候変動に関する政策とその他の勧告、特にポリシーブリーフ 5『排水された泥炭地の再生』、ポリシーブリーフ 6『湿地と人々を支える農業への変革』、ブリーフィングノート 10『気候変動の影響に対するレジリエンス（回復力）のための湿地の再生』、ブリーフィングノート 12『ブルーカーボン生態系』、そして
 - d. 気候変動政策と湿地政策との間で、より一層の調整を促進する必要があること、

締約国会議は

5. 「第 5 回国連環境総会」で定義された自然を活用した解決策と生物多様性条約で特定された生態系を活用したアプローチ、なかでも湿地生態系によるものは、生物多様性と人間の福利に恩恵をもたらす、その他の社会・経済・環境的課題に対処し、気候変動対策に大きく寄与できる手法のひとつであることを確認する。

6. 地方・国・地域の状況に従い、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と合致するように、社会・経済・環境の課題に取り組むことによって、気候変動・生物多様性・人間の福利などの多様な便益を達成するために、湿地を保護・保全・再生・持続可能に利用、管理することの価値を**重ねて確認する**。
7. 自然を活用した解決策の概念は、生態系を活用したアプローチの概念と同様のものであり、それと調和するものであることを確認する。
8. 締約国に対して、生物多様性と人間の福利にも恩恵をもたらすと同時に、地方・国・地域の状況、しかるべき社会的・環境的安全保障に調和し、そして「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」・関連多国間環境条約の権限に合致する仕方で気候変動に対処するため、湿地に焦点を当てた自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチを自国の計画と戦略の中で展開するように**奨励する**。
9. 条約事務局に対して、利用可能な資源に応じて、「地中海湿地フォーラム (MedWet)」他、関心を持つ「ラムサール地域イニシアチブ」、関心を持つ締約国と協力し、湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理を通じて、気候変動への対処をし、同時に生物多様性と人間の福利に恩恵をもたらすやり方で実践する共同体の確立を促進し、科学的・技術的な支援と、財源の利用に関する情報を共有することにより、地域イニシアチブ・他の協働者・利害当事者の間の国際協力を促進するよう**要請する**。
10. 特に開発途上国に対しては、気候変動に対処すると同時に生物多様性と人間の福利にも恩恵をもたらすような、湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理への環境的・社会的・経済的に持続可能な投資を支援するため、革新的な財政的解決策と誘導措置などの選択肢を特定する必要があることを**確認する**。
11. 締約国に対して、湿地の消失と劣化をもたらすような政策を、可能な限り早急に段階的に廃止または修正して、湿地を保全・再生するような政策と事業を追求するよう**強く奨励する**。
12. 条約事務局に対して、生物多様性と同時に人間の福利にも恩恵をもたらす、湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理を促進するために、関連国際条約と「国連環境計画 (UNEP)」のような組織と、互いの独立性と権限を尊重しつつ、連携するように**指示する**。

13. 締約国に対して、湿地の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理活動の実施の進捗状況を評価するための湿地の面積とその状態と、締約国が実施するサービス（気候変動の緩和と適応とレジリエンス等を含む）の改善とに関する知識基盤と政策の情報を改善するように**奨励する**。

14. 「科学技術検討委員会」に対して、利用可能な資源に応じて、気候変動への対処とその他の共同便益を達成するために、湿地生態系の保護・保全・再生・持続可能な利用および管理に向けた、自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチについての成功事例に関する文献研究を実施し、そしてその結果を締約国と共有するように**要請する**。



COP14 2022

ラムサール条約第14回締約国会議

“人と自然のための湿地行動”

2022年11月5日から11月13日

武漢（中国）及びジュネーブ（スイス）

決議 XIV.18

ラムサール基準6に基づく新規及び現存のラムサール条約湿地指定の裏付けとなる水鳥個体数推計値—代替推計値の利用

1. 以下の5つの決議を**想起**し、すなわち
 - i. 決議V.9 「国際的に重要な湿地選定のラムサール基準の適用」
 - ii. 決議VI.4 「水鳥に関する特定基準を運用するための個体数推計値の採択」
 - iii. 決議VIII.38 「水鳥個体数推定と国際的に重要な湿地の特定及び指定」
 - iv. 決議X.22 「水鳥フライウェイ²⁷保全のための国際協力の促進」、そして
 - v. 決議XIII.20 「潮間帯湿地及び生態学的に関連する生息環境の保全と賢明な利用の促進」
2. 水鳥が湿地の生物多様性と生態学的特徴にとって決定的に重要であること、そしてラムサール基準6が水鳥保全にとって国際的に重要な意味を持つ「国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）」の指定を推し進めていることを**認識**し、
3. 以下2項目に**留意**し、すなわち
 - i. 水鳥保全のために基準6が効果的であるかどうかは、水鳥の生物地理学的な個体群規模に関して科学的にどれだけ確かな推計が得られるかにかかっていること、および
 - ii. 不正確なまたは過去の古い個体数推計を利用することは、特に急激に減少している種の場合、基準6に組み込まれた1%基準の意義を損なうこと
4. 現行の「ラムサール条約の国際的に重要な湿地リストの今後の展開のための戦略枠組とガイドライン-2012年改訂版」（決議 XI.8 附属書2として採択、COP13にて改訂）が基準6適用の手引きとされていることを**認識**し、
5. 水鳥保全の効果を高めることは、生物多様性条約の下のポスト2020世界生物多様性枠組の目標達成、その他の国際生物多様性保全合意のための手段として相応しいことを**認識**し、

²⁷ 訳註：フライウェイ：渡りの経路

6. 締約国会議の要請に従って、これまで定期的に「水鳥個体数推計」を集計・発行してきた国際湿地保全連合の重要な役割を**認識**し、また、2021年に新たに開設された「水鳥個体数ポータル」を**歓迎**し、
7. アフリカ、ユーラシア、そして東アジアーオーストラリア地域フライウェイで行われている「保全状況見直し（CSR）」、及び「パートナーズ・イン・フライト」プログラムと「バード・コンサーベーション」による「鳥類保全状況評価及び生息数推計データベース」（ACAD）を含む、世界の渡り鳥フライウェイにおける協力作業が極めて重要であることを**確認**し、またこのような作業が現在進行中の「水鳥個体数推計」の更新に寄与することを**認識**し、
8. 特に渡り性水鳥で深刻な水鳥個体数の世界的減少が現在も進んでいること、そしてその底流には、水鳥の生活サイクルを通して不可欠かつそれに依存している潮間帯湿地及びその他の生息地の喪失と劣化があることを**深く憂慮**し、そして
9. 「水鳥個体数推計」が資金不足のため2012年以来更新されていないこと、そして、その必要不可欠な更新を適切な時期に行うことを担保する仕組みがないこともまた憂慮して、

締約国会議は

10. ラムサール決議VI.4およびVIII.38で合意・確認され、そして決議XI.8附属書2「戦略枠組み－2012年改訂版（COP13改訂）」に概説されているとおり、ラムサール基準6の適用は「水鳥個体数推計」を根拠として用いることを**再確認**する。
11. ラムサール基準6の適用にあたり、「水鳥個体数推計」の個体数推計値が正確な値に更新されるまでは、以下の条件に当てはまる場合、締約国が1%基準を決定する目的のために代替データを持つ情報源を用いることに**合意**する。すなわち
 - i. 水鳥種が、「水鳥個体数ポータル」における「水鳥個体数推計」のリストに記載されており、その生物地理学的個体数が明確に記載されていること、
 - ii. そのような基準値は、「水鳥個体数推計」で公表された推定値から得られたものであるべきであること。渡りをする種については、フライウェイ機関支援の下で策定された「保全状態見直し（CSR）」に基き、CSR型の評価が存在しない渡り性水鳥や渡りを行わない水鳥及び地域固有の個体群では、査読を経た評価による推計値に基づくべきである
 - iii. 新たな推計値をより適切とする理由は、出典元を正確に追跡できる文書があり、推計値の利用を第三者が検証できること、
 - iv. 1つの個体群の生物地理学的推計値の個体数1%基準への変換には、「水鳥個体数ポータル」で用いられる標準的手法によるべきであること、そして

- v. 締約国がラムサール基準 6 を適用するにあたって代替の基準を用いる場合、その基準値及び根拠は全て、条約事務局（その事例の記録を保持するため）及び国際湿地保全連合の双方に通知されるべきこと、
12. 事務局に対して、本決議のパラグラフ 11 適用のため、決議 XI.8 附属書 2 「戦略枠組－2012 年改訂版（COP13 改訂）」を、附属書 1 の概要に従って修正することを**指示する**。
13. 締約国に対して、「水鳥個体数推計」の定期的更新ができるよう、各フライウェイの協定・パートナーシップと協力することを**奨励する**。
14. 締約国に対して、条約湿地指定のための基準 6 に基づく 1%基準を決定するために、また今後の「ラムサール情報シート（RIS）」更新をするために、本決議のパラグラフ 10 及び 11 の示す手続きに従い、現在得られる最善かつ科学的に確実なデータを用いることもまた**奨励する**。
15. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥協定（AEWA）」、「移動性の野生動物種に関する条約（CMS）」だけでなく、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ（EAAFP）」その他フライウェイ・イニシアチブ（の主導的取り組み）など、関連の他の条約・協定の技術科学的補助機関とも連携しつつ、次の 3 年間の作業計画の中に、締約国が適切にこの決議を適用することを促進するための手引きの準備を組み込むことを**要請する**。
16. STRP に対して、締約国、関連するフライウェイ協定・パートナーシップ、国際湿地保全連合及び関心を持つ団体との協議のもと、今後「水鳥個体数推計」の全面的な更新を適切な時期に行うための資源の準備と実施を可能とする技術的提案を策定することを、また「水鳥個体数推計ポータル」の今後の定期的更新の準備に関し、次回締約国会議への決議案提出に先だち、事務局の助言を経た資金調達のあらましをも含めてこの技術的提案を第 63 回常設委員会に提示することを**要請する**。そして
17. STRP に対して、締約国、特に開発途上の締約国の水鳥個体数推計を支援するため、確認された水鳥個体数データの誤差（ギャップ）を埋める技術的支援を締約国に提供し、また能力構築、技術的・科学的協力と交流の機会のあらましを提供する手引きをも策定するよう**更に要請する**。

附属書1

「ラムサール条約（ラムサール、イラン、1971）の国際的に重要な湿地リストの将来的な展開のための戦略的枠組みと指針－2012年改訂（決議 XI.8 附属書 2、COP13 改訂版）」²⁸ への修正

パラグラフ 90 を削除、以下に置き換える。

「水鳥については、個体数と種の分類の情報源として国際湿地保全連合の「水鳥個体数推計」を用いていただきたい。（下記第 6.1.5、6.1.6 項²⁹も参照のこと）。（注：「水鳥個体数推計」と CITES では、採用されている分類学上の命名法の用語に僅かな違いがある。）最も新しい情報源は、「水鳥個体数ポータル」³⁰の「水鳥個体数推計第 5 版」である。」

パラグラフ 197 は、次の新たな下線部分³¹の字句を挿入して修正する。

「197. 信頼に足る推計個体数が得られた全ての水鳥の、種の個体群規模及び 1%基準の現段階での推計値もまた、「水鳥個体数ポータル」にある、国際湿地保全連合の定期刊行物「水鳥個体数推計」を通して入手可能である。「水鳥個体数推計」に記載がないか、または 1%基準が記載されていない水鳥種または個体群に対して、この基準を適用する場合、または、記載された基準が古い場合、個体群規模推計値の代替情報源を用いてもよいが、情報源に関する詳細が提供されるべきである。情報源に関する詳細は（その記録を残すために）事務局と、国際湿地保全連合に報告されなければならない。そうすることで、推計値算出の方法論に十分な根拠が与えられる。」

パラグラフ 207 の後に、以下の行を挿入する：すなわち

「207(a)現行の「水鳥個体数推計」の推計個体数が現状を反映しないと考えられる場合、代替となる資料を用いても良い。」

現存のハイパーリンクを削除し、パラグラフ 210³²は次のように修正する、すなわち：

「「国際水鳥センサス」：国際湿地保全連合 <https://www.wetlands.org/IWC>、また出版物「水鳥個体数推計」は「水鳥個体数ポータル」<https://wpp.wetlands.org/>より入手可能」

²⁸ 訳註：https://ramsar.org/sites/default/files/documents/library/xi.8_annex2_framework_for_new_rsis_e_r_evcop13.pdf

²⁹ 訳註：「枠組 COP13 改訂版」6.1.5、6.1.6：「鳥類に関する特別基準 6.1.5 基準 5（パラグラフ 176－191）、6.1.6 基準 6（パラグラフ 192－211）」

³⁰ 訳註：Waterbird Population Portal: <https://wpp.wetlands.org/>

³¹ 訳註：原文は italics（斜体）であるが、日本語の印刷物の慣用を考えて下線とした。

³² パラグラフ 210：Where to go for further help or information?（詳細情報を得るには?）